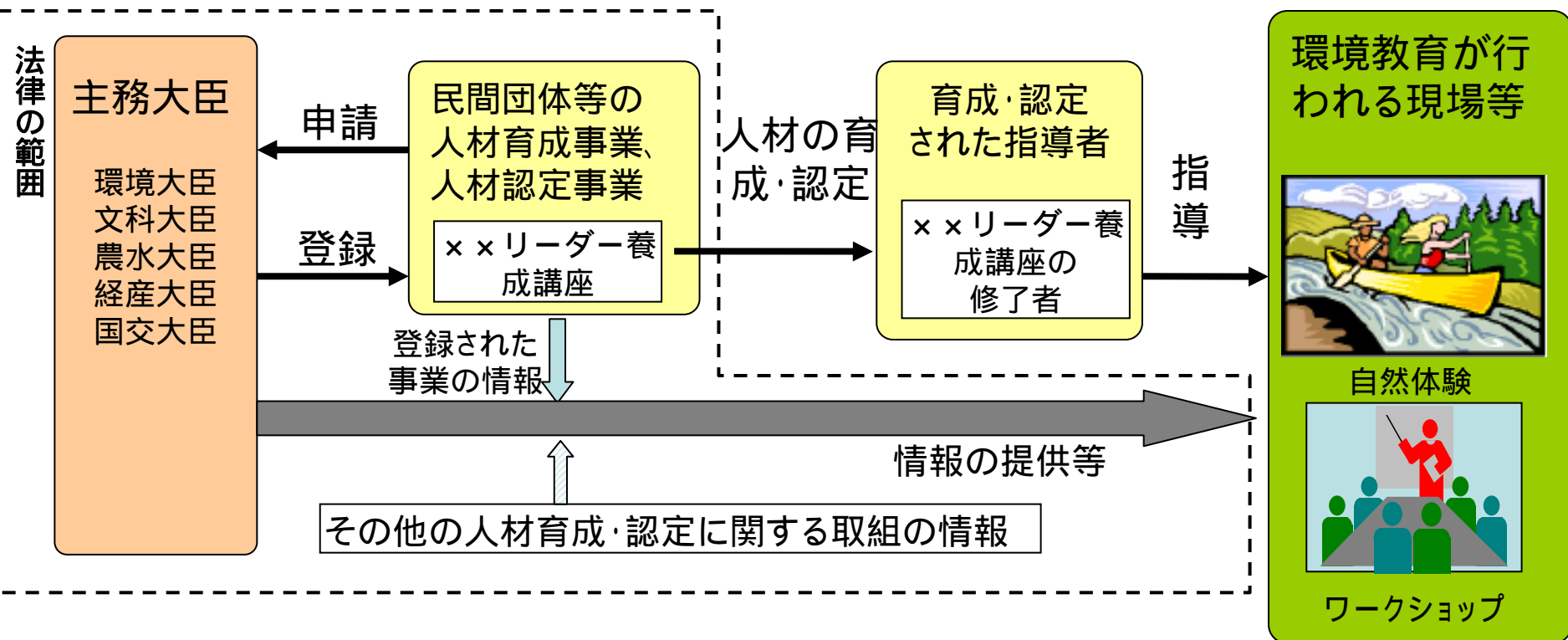


人材認定等事業の登録制度概要

1. 人材認定等事業の登録制度の仕組み
2. 登録制度の効果
3. 登録の対象となる事業
4. 登録等の流れ
5. 登録基準の基本的な考え方
6. 具体的な登録基準
7. 登録の申請
8. 申請から登録までの流れ
9. 登録後に必要な事務

1. 人材認定等事業の登録制度の仕組み

- 現在、NPO等の民間団体等が、環境保全に関する指導者を育成、認定する事業（人材認定等事業）を行っている。しかし、このような事業の認知度が一般的に低いことや環境教育の現場において求められる指導者に関する情報が不足していること等の課題がある。
- そこで、こうした事業を行っている方が希望する場合は、申請していただき、主務大臣が審査して一定の基準を満たした事業（事業単位の登録であり、個々の指導者を登録するものではない。）について登録し、その事業について広く国民に対し情報提供を行う仕組みを整備する。



2. 登録制度の効果

多くの民間団体が環境保全に関する指導者を育成・認定する事業を行っていますが



指導を受けたい人

どの団体がどんな指導者を育成・認定しているか分からないな。



幅広い情報提供



指導を受けたい人

この団体が育成・認定している指導者に子供たちを預けて大丈夫かな？



信頼性の確保



主務大臣

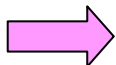
人材認定等事業の情報を広く必要な方に提供します。



主務大臣

- 一定の基準を満たした人材認定等事業を登録します。
- 適正な人材認定等事業となるよう報告を求めたり、助言を行います。
- 一度登録された事業でも一定の基準を満たさなくなった場合は、登録を取り消します。

登録された人材認定等事業の知名度や信頼性が高まります。



民間の指導者が全国各地で活躍することで、環境についての知識を深め、環境保全に向けた取組が各地で盛り上がっていくことが期待されます。

3. 登録の対象となる事業

人材認定等事業

環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業

各指導者個人を登録するものではありません。事業を登録するものです。

環境保全に関する講習などを行っている事業であっても、指導者育成又は指導者認定をしていないものは登録の対象とはなりません。

国や地方公共団体が行う事業は対象とはなりません。

人材認定等事業

育成事業...講習や研修を行っている事業

認定事業...審査を行って、指導者として認定している事業

5. 登録基準の基本的な考え方

登録基準

登録は、レベル、分野を問わず、人材認定等事業を行う上で社会的に信頼するに足る事業として、必要最低限度求められる事業を登録することとし、育成される人材のレベルや認定の難易度によるレベル分け等はしない。

共通的な基準

人材認定等事業の分野や場、主務省の所管によって異なる基準ではなく、共通的な基準を5省共管の省令で定めることとする。

客観的な基準

恣意的な判断ができないような基準とするため、明確で外形的な基準とする。

6. 具体的な登録基準

共通事項

徴収する手数料は、事業の適正な実施の要する費用の額を超えないこと
受講者等の安全の確保がなされていること

育成事業

申請される育成事業において、3年以上の講師の実績のある者が内部に
1人以上いること
講習等は、の者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により
行われ、又はこれらの者の指導の下に行うこと
講習等において指導に関する講習、安全確保に関する講習が行われていること
過去3年間、毎年5人以上育成していること

認定事業

審査方法及び基準が明確であること
審査基準に指導方法に関する基準、安全確保に関する基準が含まれていること
過去3年間、毎年事業を実施していること

7. 登録の申請

主務大臣

申請された事業の内容に応じて、文部科学、農林水産、経済産業、国土交通、環境各大臣が、それぞれ主務大臣となるかどうかを判断する。

人材認定等事業の分野や場に関わらず、全主務大臣が共通的な基準で登録の可否を判断する。

申請書類

- ・ 申請書（様式第1）
- ・ 定款、登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
（個人の場合は住民票の写し（外国人にあっては外国人登録証明書の写し））
- ・ 過去3年間の事業の実績書
- ・ 申請する年度及び翌事業年度における事業計画書、収支予算書
- ・ 手数料、講師等に関して記載した書類

申請窓口

環境省

総合環境政策局環境経済課環境教育推進室（電話03-3581-3351 内線(6273)）

文部科学省

生涯学習政策局社会教育課（電話03-5253-4111 内線(3080)）

農林水産省

農村振興局農村計画課（電話03-6744-2203）

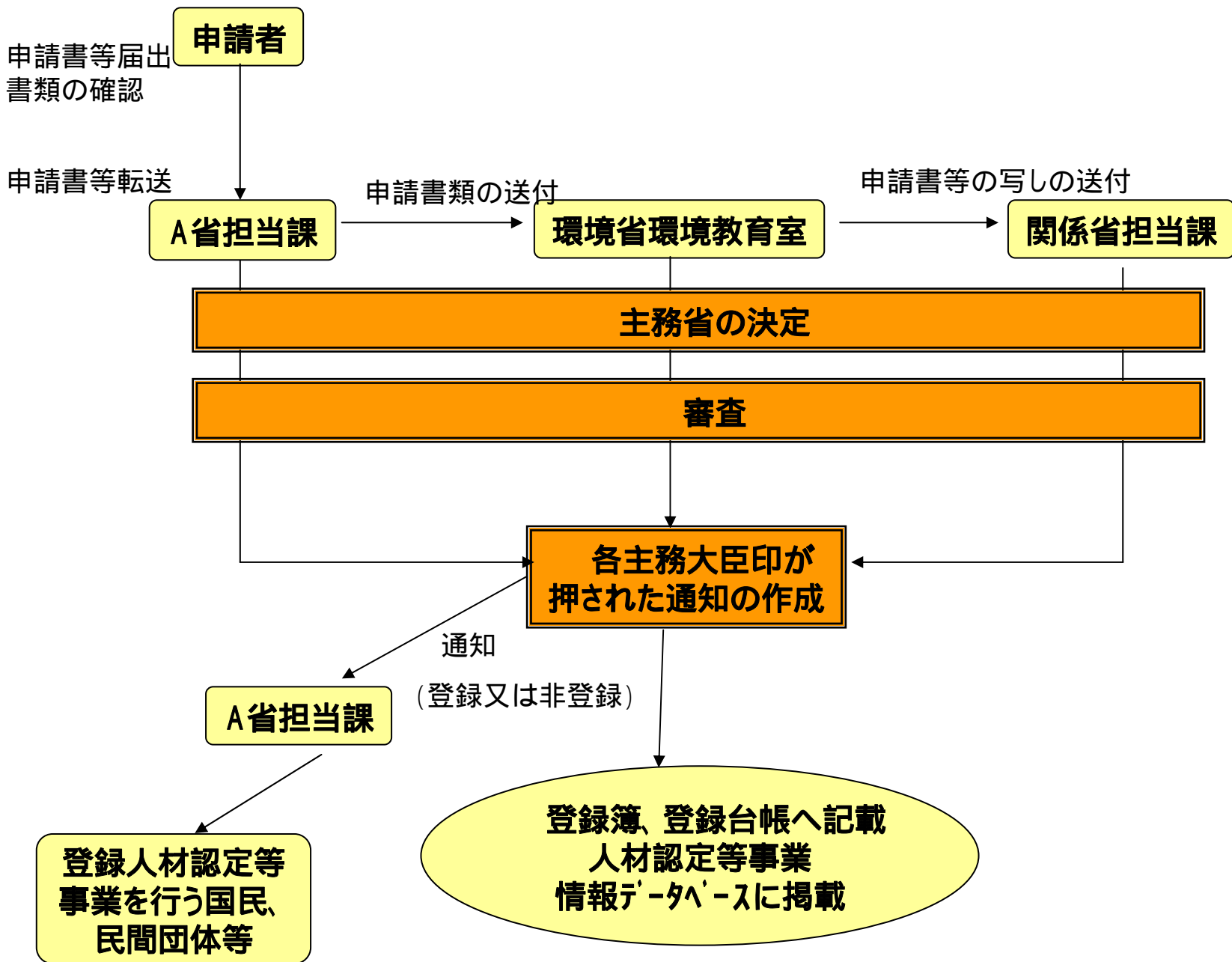
経済産業省

産業技術環境局環境政策課（電話03-3501-9271）

国土交通省

総合政策局環境政策課（電話 03-5253-8111 内線(24425)）

8. 申請から登録までの流れ



9. 登録後に必要な事務

変更届け

登録された事業者は、登録を受けた際に提出した申請書(様式第1)の記載事項に変更があったとき、様式第2により主務大臣に届け出なければなりません。

廃止届け

登録された事業を廃止することとした場合は、省令の様式第3に必要事項を記載して、主務大臣に届け出なければなりません。

毎年の事業報告

主務大臣は、国民に対して情報提供する内容を可能な限り新しい情報とするため、登録民間団体等に対し、毎年の事業の実施状況等に関する情報提供を要請します。